

各関係団体の長 様

山口県環境生活部環境政策課長

特定粉じん排出等作業における除じん性能を有する電動工具の使用
について（通知）

このことについて、別添のとおり環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室長から通知がありました。

つきましては、今後下記に留意していただきますとともに、貴管下関係機関及び関係業者等に対する周知等に御協力をお願いします。

記

1 背景

石綿障害予防規則の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第105号。以下「改正省令」という。)が令和 5 年 8 月 29 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

これを受け、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく特定粉じん排出等作業における除じん性能を有する電動工具の使用について、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。）との連携により建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底する観点から、留意事項について通知された。

2 今後の取扱い

大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号。以下「規則」という。）別表第 7 の 3 の項ロ（2）並びに別表第 7 の 4 の項ロ及びハ（2）に規定する「除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること」については、「除じん性能を有する*電動工具を使用すること」を同表 3 の項及び 4 の項に規定する「これと同等以上の効果を有する措置」として取り扱って差し支えない。

ただし、本通知は、電動工具による石綿含有成形板等の切断、破砕等を推奨する趣旨ではなく、規則別表 7 の 4 の項に規定されているとおり、石綿含有成形板等を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すことが技術上著しく困難なとき等に限り、切断、破砕等することが認められるという従来の考え方を変えるものではない。

※「除じん性能を有する」：日本産業規格 Z8122（コンタミネーションコントロール用語）でいう HEPA フィルタ又はこれと同等以上の性能を有するフィルタを備えた集じん機を用いることが含まれる

大気・化学物質環境班
TEL 083-933-3034
FAX 083-933-3049

環水大環発第2402284号
令和6年2月29日

各 都 道 府 県 大気環境主管部局長 殿
大気汚染防止法政令市

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室長
(公印省略)

特定粉じん排出等作業における除じん性能を有する電動工具の使用について(通知)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第105号。以下「改正省令」という。)が令和5年8月29日に公布され、令和6年4月1日から施行されることとなった(別途、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長に対して令和5年8月29日付け基発第0829第1号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」をもって通知済み。)

貴職におかれては、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づく特定粉じん排出等作業における除じん性能を有する電動工具の使用について、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)との連携により建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底する観点から、下記の事項に十分御留意の上、事業者への適切な指導をお願いします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

改正省令においては、除じん性能を有する電動工具の使用は、石綿等を湿潤化した場合と同等以上の石綿等の粉じんの発散低減効果があると認められることから、石綿則第13条第1項に規定する石綿等の切断等の作業等に係る措置については、石綿等の湿潤化の措置に限定せず、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を講じることが義務付けられた。また、石綿則第6条の2第3項第2号(第6条の3で準用される場合を含む。)に規定する措置については、作業の状況に応じた、最適な石綿等の粉じん発散防止措置を適切に講ずることができるよう、石綿等の常時湿潤化の措置に限定せず、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を

防止する措置のいずれかの措置を講じることが義務付けられた（令和5年8月29日付け基発第0829第1号厚生労働省労働基準局長通知「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」参照）。

大気汚染防止の観点からも同様に整理することが可能であることから、除じん性能を有する電動工具の使用等については、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。）別表第7の3の項ロ（2）並びに別表第7の4の項ロ及びハ（2）に規定する「除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること」については、「除じん性能を有する電動工具を使用すること」を同表3の項及び4の項に規定する「これと同等以上の効果を有する措置」として取り扱って差し支えない。この「除じん性能を有する」とは、日本産業規格 Z8122（コンタミネーションコントロール用語）でいうHEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するフィルタを備えた集じん機を用いることが含まれる。

なお、本通知は、電動工具による石綿含有成形板等の切断、破砕等を推奨する趣旨ではなく、規則別表7の4の項に規定されているとおり、石綿含有成形板等の除去は、切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すことが必要であり、これを実施することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときに限り、切断、破砕等することが認められるという従来の考え方を変えるものではない。

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）
別表第七（第十六条の四関係）

一	(略)	(略)
二	(略)	(略)
三	令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又は <u>これと同等以上の効果を有する措置</u> を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 （ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2） <u>除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</u> ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
四	令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又は <u>これと同等以上の効果を有する措置</u> を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、 <u>除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</u> ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2） <u>除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</u> ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
五	(略)	(略)
六	(略)	(略)

基 発 0829 第 1 号
令和 5 年 8 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 105 号。以下「改正省令」という。）が令和 5 年 8 月 29 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行される。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 13 条第 1 項においては、事業者が石綿等の切断等の作業の際に石綿等の湿潤化の措置を講じることが義務付けられており、当該措置が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具の使用等の措置を講ずることを努力義務としている。また、石綿則第 6 条の 2 第 3 項（同令第 6 条の 3 で準用される場合を含む。）においては、石綿等の切断等の作業のうち特定の作業を行う際には、作業場所の隔離、当該石綿等の常時湿潤化等の措置を講じることが義務付けられている。

今般、除じん性能を有する電動工具の使用は、石綿等を湿潤化した場合と同等以上の石綿等の粉じんの発散低減効果があると認められるため、石綿則第 13 条第 1 項で規定する措置については、石綿等の湿潤化の措置に限定せず、石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の措置のいずれかの措置を行うことを義務付けることとした。

さらに、石綿則第 6 条の 2 第 3 項第 2 号（同令第 6 条の 3 で準用される場合を含む。）で規定する措置については、有効な呼吸用保護具の使用が義務付けられていることを前提として、作業の状況に応じた、最適な石綿等の粉じん発散防止措置を適切に講ずることができるよう、石綿等の常時湿潤化の措置に限定せず、石綿等の常時湿潤化、除じん性能を

有する電動工具の使用その他の措置のいずれかの措置を行うことを義務付けることとした。

なお、本改正は、電動工具による石綿等の切断等を推奨する趣旨ではなく、石綿則第6条の2第1項に規定されているとおり、石綿等の除去は、石綿等の切断等以外の方法（ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すこと等）で行う必要があり、これを実施することが技術上困難な場合に限り、石綿等の切断等を行うことが認められているという従来の考え方を変えるものではない。

第2 改正省令の概要

- (1) 石綿等の切断等の作業等（（2）の作業を除く。）において義務付けられる湿潤化の措置を、石綿等を湿潤な状態のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置としたこと。また、同条第13条第3項において、同条第1項に掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し同項で義務付ける措置を講じなければならない旨を周知させなければならないとしたこと。（石綿則第13条関係）
- (2) 成形された材料であって石綿等が使用されているもの（石綿含有保温材料等を除く。以下「石綿含有成形品」という。）のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する作業及び建築物、工作物又は船舶に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業において義務付けられる常時湿潤化の措置を、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置としたこと。（同令第6条の2第3項、第6条の3関係）
- (3) 改正省令は令和6年4月1日から施行すること。

第3 細部事項

- (1) 除じん性能を有する電動工具に係る措置（第6条の2第3項、第6条の3、第13条第1項関係）
 - ア 改正省令による改正後の石綿則（以下「改正石綿則」という。）第6条の2第3項（同令第6条の3において準用する場合を含む。）及び同令第13条第1項の「除じん性能を有する電動工具」の「除じん性能を有する」には、日本産業規格Z 8122（コンタミネーションコントロール用語）でいうHEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するフィルタを備えた集じん機を用いることが含まれること。
 - イ 除じん性能を有する電動工具の使用に当たっては、正しく使用され

なければ石綿等の粉じんの発散低減効果が発揮されないため、取扱説明書等に従い、適切に使用するとともに、フィルタの交換等適切なメンテナンスを定期的に行う必要があること。

ウ 除じん性能を有する電動工具の使用に当たっては、石綿等が付着した電動工具の持ち出しを防ぐため、石綿則第13条第2項で規定する容器の備え付け及び同令第32条の2第1項に規定する付着した石綿の除去等の措置に留意すること。

エ 電動工具（除じん性能を有する電動工具を含む。）を用いて石綿等の切断等を行う場合においては、石綿則第14条で規定する「呼吸用保護具」は、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（S級の半面形面体であつてろ過材がP S 3又はP L 3のものに限る。）又はそれと同等以上の指定防護係数を有する防じん機能を有する呼吸用保護具をいうこと。

(2) その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置（第6条の2第3項、第6条の3、第13条第1項関係）

改正石綿則第13条第1項の「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」には、封じ込め作業における固化剤の吹付け、除去作業における剥離剤の使用、湿潤化が著しく困難な場合における隔離（囲い込み）等が含まれ、改正石綿則第6条の2第3項（同令第6条の3において準用する場合を含む。）の「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」には、剥離剤の使用が含まれるとともに、将来の技術の進歩により、湿潤化と同等以上の粉じんの発散を防止する新たな措置が開発された場合は、別途定めるところにより、当該措置も含まれること。

○厚生労働省令第百五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則の一部を改正する省令

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(石綿含有成形品の除去に係る措置) 第六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、第一項ただし書の場合において、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、当該措置(第一号及び第二号に掲げる措置に限る。)と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、第一号及び第二号の措置については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該作業中は、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、<u>除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>(石綿等の切断等の作業等に係る措置) 第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、第一項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、石綿等を湿潤な状態</p>	<p>(石綿含有成形品の除去に係る措置) 第六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、第一項ただし書の場合において、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、当該措置(第一号及び第二号に掲げる措置に限る。)と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、第一号及び第二号の措置については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該作業中は、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと。</p> <p>三 (略)</p> <p>(石綿等の切断等の作業等に係る措置) 第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、第一項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、石綿等を湿潤な状態</p>

のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用すること
その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずる必要があ
る旨を周知させなければならぬ。

のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用すること
、同項ただし書の場合は、除じん性能を有する電動工具の使用そ
の他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努め
なければならぬ旨を周知させなければならぬ。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。